

私たちの愛するまち高浜市を未来へつなげていくために

# 高浜市自治基本条例 検証中間報告

## 【概要版】（案）

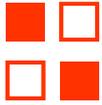
～市民の皆さんの意見を募集しています～

期間：8月17日（月）～9月14日（月）



●○○●○○●○○●○○●○○ 目 次 ○●○○●○○●○○●○○●

- |                        |        |
|------------------------|--------|
| 1. 自治基本条例の役割・意義・特徴     | ・・・ P1 |
| 2. 高浜市自治基本条例の構成        | ・・・ P3 |
| 3. 検証の進め方と視点           | ・・・ P5 |
| 4. 検証結果と検証委員会からの意見〔概要〕 | ・・・ P7 |
| 5. 高浜市自治基本条例〔全文〕       | ・・・ P9 |



# 1. 自治基本条例の役割・意義・特徴

## ①自治基本条例とは？



### 自治基本条例

自ら治めるための 土台となる ルール

「自分たちのまちのことは、自分たちで考え、自分たちでつくっていく」  
「決めたことに責任を持つ」という地方分権の趣旨を踏まえ、  
まちづくりに携わる「市民」「議会」「行政」の役割を明らかにし、  
高浜市の自治に関する仕組みや制度の基本を  
定めたルール（理念条例）です。



## ②なぜ、自治基本条例が必要なのか？ ～自治基本条例の役割・意義

### 1) 「市民」「議会」「行政」の役割を明らかにする

市民の想いを活かしたまちづくりを進めていくためには、「市民」「議会」「行政」が果たす役割を明らかにし、みんなで力を合わせていくことが大切です。

### 2) 高浜市独自の自治の仕組みを担保する

市民が主役のまちづくりを進めていくため、国の法律には規定が少ない「住民自治」に関する制度・仕組み（例：まちづくり協議会、市政運営への各種参画制度）を担保しています。

### 3) 高浜市の自治の仕組みをわかりやすく示す

みんなで力を合わせてまちづくりをしていくために、「高浜市のまちづくりの基本的な仕組みはこうなっている」ということを、わかりやすく示しています。「高浜市の自治のメニュー表・手引書」ともいえます。

高浜市自治基本条例が  
できるまでのあゆみ

【平成21年】

12月 「高浜市の未来を描く市民会議」が発足。自治基本条例づくりがスタート

【平成22年】

まちづくりシンポジウム「自治を築く 自治を育む」を開催

2月 全国各地の自治基本条例の比較調査から始めました。



3月～4月 条例の全体像を考えよう  
みんなで高浜市をつくるために「あったらいいな」と思う事柄を洗い出しました。



5月～6月 条例案を考えよう  
高浜市らしさやわかりやすさを合言葉に、何度も熱い議論を重ねました。

### ③高浜市における自治基本条例の特徴



## みんなで作った わかりやすい条例

#### 1) 「です・ます調」を採用

市民が、少しでも条例に親しみを持てるように、高浜市の条例としては初めての「です・ます調」にしています。

#### 2) 絞り込んだ条文数

高浜市の自治の基本的な仕組みを整理し、誰にでもわかりやすくメニューのように示すため、細かい規定については自治基本条例の中に盛り込まず、条文数を絞り込みました。

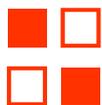
#### 3) 市民の声を踏まえた条文づくり

市民目線で、「まちづくりにあたってこんなルールがあったらいいな」という声を拾い出しながら、条例案を練り上げてきました。以下の項目は、そんな声を反映した、高浜市ならではの項目と言えます。

- ☆子どものまちづくりに参加する権利（第6条）
- ☆地域内分権の推進（第16条）
- ☆まちづくり協議会（第17条）
- ☆地域計画（第18条）
- ☆総合計画の策定等（第21条）
- ☆危機管理（第22条）

また、条例素案に対する市民の皆さんのご意見を伺うため、まちづくり車座談議、出前トーク、パブリックコメント等を実施し、得られた意見を踏まえ、修正案の検討を行いました。





## 2. 高浜市自治基本条例の構成

### 前文



### 第1章 総則

- 【第1条】 目的
- 【第2条】 用語
- 【第3条】 条例の位置付け



### 第2章 まちづくりの基本原則【第4条】

- (1) 参画の原則
- (2) 協働の原則
- (3) 情報共有の原則

### 第3章 まちづくりの担い手

#### 第1節 市民

- 【第5条】 市民の権利
- 【第6条】 子どものまちづくりに参加する権利
- 【第7条】 市民の役割と責務
- 【第8条】 事業者の役割と責務

#### 第2節 議会

- 【第9条】 議会の役割と責務
- 【第10条】 議員の役割と責務

#### 第3節 行政

- 【第11条】 市長の役割と責務
- 【第12条】 職員の役割と責務



### 第4章 参画と協働

- 【第13条】 参画機会の保障
- 【第14条】 住民投票
- 【第15条】 協働の推進



### 第5章 地域自治

- 【第16条】 地域内分権の推進
- 【第17条】 まちづくり協議会
- 【第18条】 地域計画
- 【第19条】 活動の育成と支援

### 第6章 市政運営

- 【第20条】 市政運営の基本原則
- 【第21条】 総合計画の策定等
- 【第22条】 危機管理
- 【第23条】 他自治体等との連携と協力

### 第7章 条例の検証と見直し

- 【第24条】 条例の検証と見直し



◇ 「前文」は高浜市が目指すまちづくりの姿、決意を表しています。

---

◇ 「第1章 総則」は、高浜市の自治に関して最も基本となる条例であることなどを定めています。

---

◇ 「第2章 まちづくりの基本原則」は、みんなで力を合わせて高浜市をつくっていくための基本となる行動原則を定めています。

---

◇ 「第3章 まちづくりの担い手」は、まちづくりの担い手である「市民」「議会」「行政」の役割などを表しています。

◇ 高浜市内に住んでいる人だけでなく、働いている人や学生、市内で活動を行っている人々・団体、みんなで力を合わせていくことが大切です。

◇ 子どもや事業者も社会の一員として、まちづくりに関わっていきます。

◇ 議会や行政は、市民の皆さんの意思を反映した市政運営を行っていきます。

---

◇ 「第4章 参画と協働」は、第2章に掲げた「まちづくりの基本原則」を推進するための方策について定めています。

---

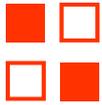
◇ 「第5章 地域自治」は、身近な課題はできるだけ市民の皆さんに近いところで対応・解決できるような自治の仕組みについて定めています。

---

◇ 「第6章 市政運営」は、市政運営にあたって最も基本的な事項について定めています。

---

◇ 「第7章 条例の検証と見直し」は、条文がその時々々の社会情勢等に合っているかを市民の皆さんの意見を交えて検証し、必要に応じて見直しをしていくことを定めています。



### 3. 検証の進め方と視点

条例第 24 条第 2 項では、「検証にあたっては、多様な方法を用いて市民の意見・提案を求めなければなりません」と規定されています。そこで、市民とのキャッチボール、情報共有を大切にしながら検証を進めています。

#### ①高浜市自治基本条例検証委員会の設置

行政がとりまとめた内部検証の内容や寄せられた市民意見等をもとに、「高浜市自治基本条例検証委員会」とキャッチボールしながら検証報告書を取りまとめます。なお、議会に関する規定（第 9 条・第 10 条）に関しては、議会において検証を行い、その内容を「高浜市自治基本条例検証委員会」に報告します。

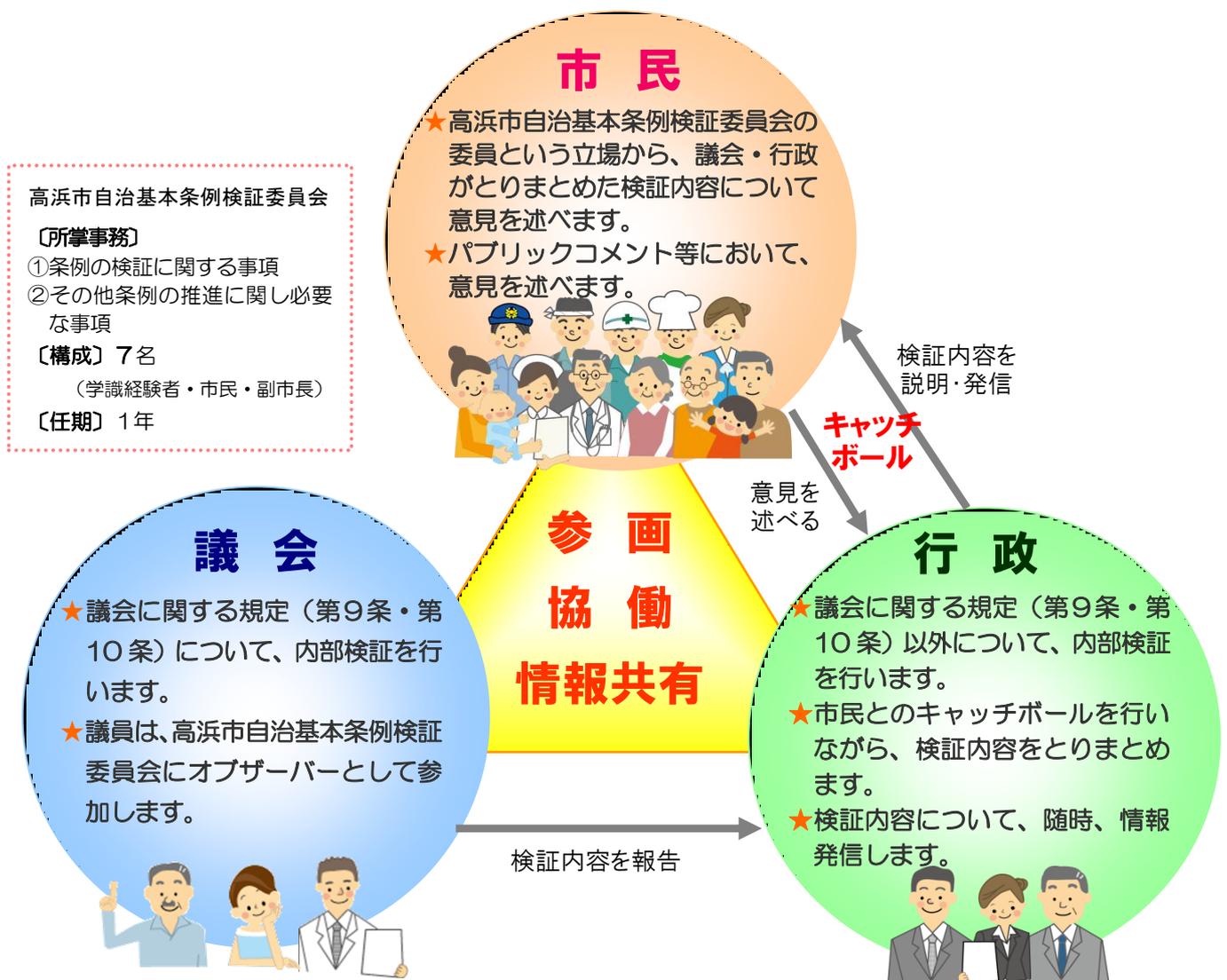
#### ■ 検証の視点

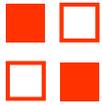


## ②市民との情報共有・参加機会の保障

◇ 検証作業の進捗状況などを広報やホームページ等で随時発信するほか、中間段階でパブリックコメント（検証内容に対する意見募集）を行うなど、誰もが意見を述べることのできる機会を設けていきます。

### ■ 検証の体制





## 4. 検証結果と検証委員会からの意見〔概要〕

### ① 条例推進の成果・課題と今後の取組みの方向性

| 条文                    | 主な検証結果  | 検証委員会からの主な意見   |
|-----------------------|---|--|
| 第4条<br>まちづくりの<br>基本原則 | <ul style="list-style-type: none"> <li>「参画・協働・情報共有」に関する行政の行動指針を「ガイドライン」として明確に示す必要がある。</li> </ul>  | <ul style="list-style-type: none"> <li>内容・対象者に合わせて開催日時を工夫するなど、参加・参画しやすい配慮・工夫が必要である。</li> </ul>                         |
| 第7条<br>市民の役割と<br>責務   | <ul style="list-style-type: none"> <li>「地域活動に参加している人の割合」が増加し（H22：45.4%→H27：58.5%）、「一人ひとりが持っている力を出し合い、みんなで高浜市を創り上げていく」という考え方が浸透しつつある。</li> <li>今後も活動の裾野を広げていくため、まちづくりの意義・効果等を伝え、参加・参画しやすい環境づくりに取り組む。</li> </ul>      | <ul style="list-style-type: none"> <li>自治基本条例に定められた意味は、まちづくりへの参加をとおして次第にわかってくる。参加のきっかけを、どのようにつくっていくかが課題である。</li> </ul> |
| 第12条<br>職員の役割と<br>責務  | <ul style="list-style-type: none"> <li>生活現場に根差した感覚を持ち続けるため「市民とともに」という姿勢・行動が、今後ますます欠かせない。問題意識・使命感を持った職員の育成に取り組む。</li> </ul>  |  |
| 第19条<br>活動の育成と<br>支援  | <ul style="list-style-type: none"> <li>市民・地域が求める支援・協力は、活動年数や地域課題等によって一律ではない。地域活動における現場の声を踏まえ、自主性・主体性を尊重しながら、市民・地域の想いに寄り添う支援を行っていく必要がある。</li> <li>活動資源（人材、物・場所、資金、情報）の直接的支援や、必要な支援につなぐための相談・マッチングなどに取り組む。</li> </ul> | <ul style="list-style-type: none"> <li>今後ますます自治やコミュニティに関する学習の重要性が高まってくる。継続的に取り組んでいただきたい。</li> </ul>                    |



▲第6次総合計画「中期基本計画」素案発表会  
(第4条 まちづくりの基本原則)



▲小学6年生を対象とした「自治基本条例 出前授業」  
(第6条 子どものまちづくりに参加する権利)

7～8ページは、現段階での編集イメージです。第3回検証委員会（8/5）で検証コメントを踏まえ、再編集していきます。

| 条文 | 主な検証結果〔概要〕 | 検証委員会からの主な意見 |
|----|------------|--------------|
|    |            |              |
|    |            |              |
|    |            |              |
|    |            |              |

## ②改正の必要性

前文、第1条～第24条について、これまでの推進状況、課題・成果と今後の取組みの方向性などを検証してきた結果、改正（条文の追加・削除）や新たに追加すべき規定はない。



▲高浜南部まちづくり協議会「青空市」(買い物等の支援)  
(第16条 地域内分権の推進 第17条 まちづくり協議会)

# 高浜市自治基本条例

平成22年12月24日公布

平成23年 4月 1日施行

## 前文

私たちのまち高浜市は、自治の本来の姿に立ち返り、「自分たちのまちは自分たちでつくる」という決意のもと地域内分権を推進し、住民力を育んできました。地域に身近な課題は、地域を構成する市民が最もよく知っています。そこで、地域で担う方がより地域の発展につながるものについては、必要な権限と財源を行政から地域へ移し、市民が自ら考え、自主的・自立的に取り組むことができるよう、小学校区単位で住民自治組織であるまちづくり協議会を設立しました。

市民自治の芽を大きく育て、しっかりと根を下ろし、「高浜市らしさ」を将来にわたって継続・発展させていくためには、まちづくりの担い手である私たち一人ひとりが持っている力を出し合い、みんなで高浜市を創りあげていくことが大切です。

そこで、まちづくりにおける市民、議会及び行政の役割を定め、互いに手と手を取り合いながら、「住んでみたい」「住んでよかった」「いつまでも住み続けたい」と思える持続可能な自立した基礎自治体・高浜市の確立を目指し、高浜市のまちづくりの最高規範として自治基本条例をここに制定します。

私たちの愛するまち高浜市を未来へとつなげていくために。

## 第1章 総則

(目的)

第1条 この条例は、高浜市におけるまちづくりに関する基本的事項を定め、市民、議会及び行政の果たすべき役割を明らかにすることにより、市民が主体となった自治の進展を図り、持

続可能な活力ある地域社会を実現することを目的とします。

(用語)

第2条 この条例で使われている用語の意味は、次のとおりです。

- (1) 市民 市内に住む者、働く者又は学ぶ者及び市内で事業又は活動を行う者（法人その他の団体を含みます。）をいいます。
- (2) 行政 市長、教育委員会、選挙管理委員会、公平委員会、監査委員、農業委員会及び固定資産評価審査委員会（これらの機関の補助職員を含みます。）をいいます。
- (3) まちづくり 住みよい豊かな地域社会をつくるために市民、議会及び行政が取り組む活動をいいます。
- (4) 参画 政策、施策、事業等の立案から実施及び評価にいたる各段階において、市民が主体的に参加し、意思形成に関わることをいいます。

(条例の位置付け)

第3条 この条例は、高浜市のまちづくりに関する基本を定める最高規範であり、市民、議会及び行政は、この条例を誠実に遵守するものとします。

2 議会及び行政は、他の条例、規則、計画等の制定、改廃等に当たっては、この条例の趣旨を尊重し、この条例との整合を図らなければなりません。

## 第2章 まちづくりの基本原則

(まちづくりの基本原則)

第4条 高浜市のまちづくりは、次の基本原則によるものとします。

- (1) 参画の原則 議会及び行政は、市民参画の機会を保障し、市民の意思を反映した市政運営を行います。
- (2) 協働の原則 市民、議会及び行政は、それぞれの立場や果たすべき役割を自覚し、お互いを尊重・理解し、知恵と力を出し合いながら連携・協力してまちづくりを行います。
- (3) 情報共有の原則 市民、議会及び行政は、それぞれが持っているまちづくりに関する情報をお互いに提供し、共有し合います。

### 第3章 まちづくりの担い手

#### — 第1節 市民 —

(市民の権利)

第5条 市民は、まちづくりに参画する権利があります。

2 市民は、まちづくりに関し、議会及び行政が持っている情報を知る権利があります。

3 市民は、まちづくりに参画しないことを理由に不利益を受けません。

(子どものまちづくりに参加する権利)

第6条 子どもは、社会の一員として、それぞれの年齢にふさわしいまちづくりに参加する権利があります。

(市民の役割と責務)

第7条 市民は、まちづくりの主体であることを自覚し、まちづくりに参画するよう努めます。

2 市民は、お互いの立場を尊重し、理解し合い、それぞれが持っているまちづくりの情報を交換し合いながら、連携・協力してまちづくりに取り組みます。

3 市民は、まちづくりに参画するに当たっては、公共の視点を持ち、自らの発言と行動に責任を持つものとしします。

(事業者の役割と責務)

第8条 事業者は、自らも地域社会の一員であることを自覚し、市民、議会及び行政と協力して、地域の課題解決に向けた取組みに努めます。

#### — 第2節 議会 —

(議会の役割と責務)

第9条 議会は、市民の代表による意思決定機関であるとともに、市政運営を監視及びけん制する機能を果たします。

2 議会は、政策論議及び立法活動の充実に努めます。

3 議会は、市民の意思を市政に適切に反映させるため、市民との情報共有を図り、開かれた議会運営に努めます。

4 議会は、自らの機能と責務に関する基本的な事項について、別に条例で定めます。

(議員の役割と責務)

第10条 議員は、市民の代表者として、政治倫理の確立を図るとともに、市民の信託に応え、公平・公正かつ誠実に職務を遂行します。

2 議員は、市民全体の利益を図ることを行動の指針とするとともに、審議能力及び政策立案能力の向上を図るため、自己の研さんに努めます。

#### — 第3節 行政 —

(市長の役割と責務)

第11条 市長は、市民の信託に応え、市政の基本方針を明らかにし、高浜市の代表者として、公正かつ誠実に市政を運営します。

(職員の役割と責務)

第12条 職員は、市民全体のために働く者として、市民の視点に立って、公正かつ誠実に職務を行うとともに、職務に必要な専門的知識の習得や能力・資質の向上を図ります。

2 職員は、自らも地域社会の一員であることを自覚し、積極的に市民と連携し、市民との信頼関係を築きながら、職務を行います。

### 第4章 参画と協働

(参画機会の保障)

第13条 行政は、市民の意見が市政へ反映されるとともに、参画する機会が保障されるよう、多様な参画制度を設けます。

(住民投票)

第14条 市政に関する重要事項について、市民の意思を確認するため、投票資格を有する市民の請求又は議会若しくは市長の発議により、別

に条例で定めるところにより、住民投票を実施することができます。

(協働の推進)

第15条 市民、議会及び行政は、お互いの自主性及び自発性を尊重するとともに、目的や情報を共有して、相互理解と信頼関係のもとに、協働してまちづくりに取り組みます。

2 行政は、公共的課題の解決や公共的サービスの提供等について、市民がその担い手となるよう、協働を進めるための仕組みづくりや必要な支援を行います。

## 第5章 地域自治

(地域内分権の推進)

第16条 行政は、地域を構成する市民がお互いに支え合いながら安心して暮らすことのできる地域社会を実現するため、地域のことは地域の市民が自ら考え、実行するための施策を講じるとともに、地域の自主性・主体性を尊重し、お互いに補完し合いながら、まちづくりを行います。

(まちづくり協議会)

第17条 市民は、前条に規定する地域内分権を推進する組織として、小学校区ごとに一を限り、その地域の市民で構成するまちづくり協議会を設置することができます。

2 まちづくり協議会は、その地域の市民に関われた組織とし、身近な地域の課題を話し合い、解決できるよう、地域の市民の意思を反映してまちづくりを行います。

3 まちづくり協議会に関する必要な事項は、別に条例で定めます。

(地域計画)

第18条 まちづくり協議会は、自らが取り組む地域のまちづくりの目標、活動方針、内容等を定めた地域計画を策定します。

2 行政は、市政運営に当たり、地域計画を尊重します。

(活動の育成と支援)

第19条 市民は、自主的な意思によってまちづ

くり活動に参画し、交流を育みながら、お互いに助け合い、地域課題を共有し、解決に向けて行動するよう努めます。

2 市民、議会及び行政は、市民の自主的なまちづくり活動の役割を尊重し、これを将来に向けて守り、育てるよう努めます。

3 行政は、まちづくり協議会、町内会等の基礎的なコミュニティ団体、その他の市民公益活動団体及び市民が活動しやすいよう必要な支援と協力を行います。

## 第6章 市政運営

(市政運営の基本原則)

第20条 議会及び行政は、次に掲げる基本原則に基づいて、市政を運営します。

(1) 法令遵守 公正を確保し、透明性を向上するため、法令を遵守します。

(2) 情報公開・情報共有 市政に関して市民の知る権利を保障し、議会及び行政が行う諸活動を市民に説明するため、別に条例で定めるところにより、議会及び行政が持っている情報を積極的に公開・提供し、市民と情報を共有します。

(3) 個人情報保護 市民の権利利益を保護するため、別に条例で定めるところにより、議会及び行政が持っている個人情報を適正に取り扱います。

(4) 説明・応答責任 市政に関して市民に積極的に説明する責任を果たすとともに、市民から説明の要請があった場合には、誠実な応答に努めます。

(5) 財政運営 最少の経費で最大の効果を上げるよう、効果的かつ効率的な財政運営を行います。

(総合計画の策定等)

第21条 議会及び行政は、総合的・計画的に市政を運営するため、総合計画を策定します。

2 総合計画は、目指すべき将来像を定める基本構想、これを実現するための事業を定める基本計画、事業の進め方を明らかにするアクション

プランで構成します。

3 行政は、成果を重視した市政運営を目指すため、総合計画の進行管理を行い、その状況をわかりやすく公表します。

4 行政は、総合計画に基づいて予算を編成し、計画的で健全な財政運営に努めます。

（危機管理）

第22条 行政は、自然災害等不測の事態に備えて、市民、事業者、関係機関等との連携・協力により、総合的かつ機動的な危機管理体制の整備及び未然防止対策を行います。

2 市民及び事業者は、災害等の発生時に自らを守る努力をするとともに、自らが果たすべき役割を認識し、相互に協力して災害等に対応するよう努めます。

（他の自治体等との連携と協力）

第23条 行政は、まちづくりの共通課題につい

て、他の自治体、関係機関等と互いに連携・協力しながら、その解決に努めます。

## 第7章 条例の検証と見直し

（条例の検証と見直し）

第24条 行政は、この条例の施行の日から起算して5年を超えないごとに、社会情勢の変化等に照らし合わせ、この条例の施行の状況等について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を行います。

2 行政は、前項に規定する検討や必要な措置を行うに当たっては、多様な方法を用いて、市民の意見や提案を求めなければなりません。

# 「高浜市自治基本条例 検証中間報告」について みなさんのご意見を、お聞かせください！

本冊子（高浜市自治基本条例検証中間報告 概要版）7～8ページ、「高浜市自治基本条例 検証中間報告書」17～87ページに掲載の検証中間報告に対してご意見のある方は、9月14日（月）までに、高浜市役所総合政策グループ（3階23番）へ、直接・郵送・FAX・メールで提出してください。

|                   |  |      |
|-------------------|--|------|
| 氏名                |  |      |
| 住所                |  |      |
| 連絡先               | TEL  | FAX  |
|                   | E-mail                                     |      |
| 条文                | 意見箇所                                       | 意見内容 |
| 第 条               | ①条例の推進状況<br>②成果・課題と今後の取組みの方向性<br>③条文修正の必要性 |      |
| ④その他条例推進に向けての自由意見 |  |      |

〒444-1398（住所不要）高浜市役所総合政策グループ  
TEL 0566-52-1111（内線365） FAX 0566-52-1110  
E-mail [seisaku@city.takahama.lg.jp](mailto:seisaku@city.takahama.lg.jp)

いきいき広場、各公民館、各ふれあいプラザ、図書館に設置している「意見投函箱」もご利用ください。

—記入欄が不足する場合はどんな用紙にご記入いただいても構いません。—